（記載上の注意）
1　「類型」には、苦情処理手続を実施した金庫業務等関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
2　［略］
ウ　［略］
(2)　紛争解決手続の実施状況
［ア・イ　略］
ウ　紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
［表略］
（記載上の注意）
1　「類型」には、紛争解決手続を実施した金庫業務等関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
［2・3　略］
エ　［略］
［(3)・(4)　略］
［12・13　略］

備考　表中の［ ］の記載は注記である。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融機関が営むことができない業務） **第三条**　令第三条第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 ［一～五　略］ 六　令第二条第二号から第十五号までに掲げる金融機関にあつては、電子決済手段の信託（電子決済手段（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。）を含む信託財産の管理又は処分を行う信託をいう。以下同じ。） 七　暗号資産（資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）を含む信託財産の管理又は処分を行う信託（令第二条第一号に掲げる金融機関にあつては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第三項各号に掲げる信託を除く。）及び信託財産の管理又は処分において暗号等資産関連デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引であつて、暗号等資産（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）に係るものをいう。）を行う信託 2　［略］	（金融機関が営むことができない業務） **第三条**　［同上］ ［一～五　同上］ ［号を加える。］ 六　暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）を含む信託財産の管理又は処分を行う信託（令第二条第一号に掲げる金融機関にあつては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第三項各号に掲げる信託を除く。）及び信託財産の管理又は処分において暗号資産関連デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引をいう。）を行う信託 2　［同上］

（記載上の注意）
1　「類型」には、苦情処理手続を実施した金庫業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
2　［同左］
ウ　［同左］
(2)　紛争解決手続の実施状況
［ア・イ　同左］
ウ　紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
［同左］
（記載上の注意）
1　「類型」には、紛争解決手続を実施した金庫業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
［2・3　同左］
エ　［同左］
［(3)・(4)　同左］
［12・13　同左］